

印西市民話絵本作成活用方針 (案)

令和5年9月 日

はじめに

印西市に残された民話を絵本化し活用していくことについて、印西市民話絵本作成活用検討会を設置し絵本の持つ機能、絵の持つ効果及び民話を題材とする効果など、民話絵本の作成及び活用における前提となる事項を整理したうえで、その取組みについて方向性を示すこととする。

【計画の位置付け】

当該事業は、第2期印西市教育振興基本計画において、基本目標Ⅳ（市民が生涯を通して学ぶことができるとともに、地域で子どもたちを守り育てる）、主な取組Ⅳ-2「図書館サービス」、主な事業2「子どもの読書活動の推進」に位置付けられる。

また、民話を広義の意味で文化財として捉えれば、基本目標Ⅲ（市民が様々な文化や芸術に触れることができるとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承する）、主な取組Ⅲ-2「文化財の保護・活用の推進」、主な事業4「文化財の活用事業」にも位置付けられると考えられる。

さらに、絵本の活用によっては、基本目標Ⅰ（知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む）、主な取組Ⅰ-2「子どもたちの豊かな心を育む」、主な事業5「郷土愛を育む教育の推進」にもつながっていくものであると考えられる。

1. 絵本の効果等

（1）絵本の役割

絵本は絵が中心となってストーリーを表現しているもので、文章が絵を動かし絵が文章を支えている。したがって、文字が少なくても、作者の思いは伝わるし、文字が読めない子どもたちも絵からいろいろなものを受け取ることができる。

絵本は子どもが読むばかりではなく、大人が子どもに読み聞かせることも多いであろう。絵本は、手で触れ、耳で音を聞き、目で絵を読みそれを手掛かりにして、いろいろなことを心の中で想像していくものである。乳幼児期に絵本の読み聞かせをしてもらうという体験は、読み手の言葉や声などがとても印象に残るものであり、また、目と耳で情報を吸収し、絵本に登場した人や物の気持ちを受け入れ、「楽しい」「うれしい」「悲しい」などの感情を抱くことができ、豊かな感性を育むものである。

さらに、絵本の読み聞かせによって、新たに言葉を知ることにつながったり、共感性や協調性を育てたりするなど、情緒や対人関係の発達に関係し、児童期以降の読書推進にも大きな役割を担っている。この他、絵本の読み聞かせにおいて、読み手である大人と聞き手である子どもとのコミュニケーションが図れるなど相互作用の効果もあることなどから絵本の役割は重要である。

（2）絵本の絵の役割

絵本における絵の役割は非常に大きく、文字の少ない絵本であっても、本当に良い絵であれば、作者の思いが伝わるし、実際に絵本の読み聞かせを実践している中で、子どもたちにそれらを見せるとじっと見入っており、伝えようとするメッセージを素直に吸収しているように感じられる。やはり、絵は言葉以上に力があり、子どもも大人も絵の訴える力により、心を動かされるものである。

読み聞かせを行っていくと、大人はこういう意図だと思い込んでしまうことがあるが、子どもたちは決してそのようなことはない。文字がなくても絵を見て、それぞれ異なるストーリーを考えることができるという、想像力を掻き立てる効果がある。また、文字がなくても絵でその絵本の思いを伝えることが求められ

ることなどからも、絵本における絵の持つ役割は、極めて重要なものである。

このようなことから、絵本の絵は、そのストーリーや伝えたいこと等を的確かつ効果的に表現することができる力量を持った作家によって描かれることが求められる。

(3) デジタル絵本と紙絵本の比較

紙の本のメリットは、本を実際に手で触り、紙の手触り、質感及びレイアウトなど人間の五感を働かせて読み取れることである。単に書かれている内容だけを読み取っているものではなく、直接関係のない様々な情報を無意識のうちに記憶し、記憶を巡らせながら必要な部分にたどり着くことが可能となる。しかしながら、デジタル化された本では、このような感覚を得ることはできない。やはり、デジタル機器からくる刺激と本を手にとって読んだりすることで受ける刺激とでは全く脳の動きが異なり、内容を理解するには、圧倒的に紙の本が効果が高いということが言われている。

《参考》

●東京大学大学院教授：酒井邦嘉氏

電子書籍の普及に伴い、紙の本はこれからなくなってしまうのではないかと懸念する声が上がっている中、言語脳科学の分野から「脳は紙の本でこそ鍛えられる」という提言を行ってきた酒井教授が、紙の本の必要性について次のように語られていた（一部抜粋）。

脳の中で「自分の言葉で考える力（想像力）」を司るのは言語野であり、分からないところが多いほど、脳は、音韻、単語、文法、読解の4つの領域を総動員して「これはどのような意味だろうか」と考え始めることとなる。

見たり聞いたりするものが即座に消え去ってしまう映像や音声に対して、文字の大きく違う部分がここにあり、活字を読むことは、単に視覚的に脳にその情報を入力するだけでなく、能動的に不足する情報を想像力で補い、曖昧な部分を解決しながら「自分の言葉」に置き換えるプロセスとなるもの。

例えば、相手に何かを伝えたいと思った時、少ない情報で要件を済ませてしまう電子メールに比べて、直接会って会話をする場合、さまざまな言葉を駆使し自分の意志が相手に伝わっているのか想像力を働かせながら確認していく。つまり、メールよりも会話のほうが脳の動きを促すこととなる。

このように、脳を創るためには読書はとても重要な要素であることとなる。そこで、同じ読書でも「紙の本」と「電子書籍」では脳の働きにどのような違いがあるのだろうか。まだ、科学的な解明には至っていないが、紙の本と電子書籍とでは脳の働きに違いがあると考えている。

紙の本で読書をする場合、脳は単に書かれている内容だけを読み取っているものではなく、本の厚みや質感、本文のレイアウト、書体等の本の内容とは直接関係のない情報を無意識のうちに記憶している。脳が記憶した五感に訴えてくる情報は、本の内容を探る重要な手掛かりで、記憶をたどりながら、パラパラとページをめくって、すぐに必要な記述にたどり着けることがある。しかし、電子書籍でこれらの感覚が得られるかといえば、極めて難しいといわざるをえない。

このようなことから、脳科学の視点では、デジタルの文章は「(情報として)見る」もの、紙に書かれた文章は「(五感を働かせて)読む」ものと言われている。

2. 民話の効果等

民話は、人々の生活の中から生まれたもので、口伝えで語り継がれてきた重要な文化財である。委員の中にも、子どもころ、母親から「お鶴とこま犬」の話をしてもらい、最後のところの「天神山のしどめの実は どの実もどの実も 半分にかじられたような実が黄色く熟してんだって」という部分がすごく印象に残っているという方がいた。各家庭や語り手によるアレンジが加わったり、聞き手の記憶に残っている話はどう覚えずで、違ってきてしまうところがあるが、昔の人が伝えてきたことが、親を通じて子どもに、子どもがまた親になりその子どもに伝えることは非常に素敵なことと話された。

また、民話は古いものだから、自分たちの生活とは関係がないと思われがちだが、故郷である印西市の歴史に興味を持ってもらったり、地域に根付いている言葉（方言）を大切にし、現在の言葉と相違があることに気が付いたりすることができる。

地元で伝わる民話は、そのストーリーだけではなく地域の地理や歴史学習にもつながり、地域理解、愛着、誇りなどを育み、また、親等からの口伝え等によって感動、安らぎなど豊かな人間性を涵養したり創造性を育んだりする効果が見込まれるものである。

3. 民話絵本の作成

古く昔ながらのもの多くは、いずれ無くなったり忘れられたりすることとなりがちである。そのような中、後世に伝えていくべきものについては、何かしら形にして継承することが求められてくる。「民話」という印西市における重要な文化財となりうる財産について、活字だけで継承すると埋もれてしまう可能性もある。そこで、「絵本」という形で継承すれば、例えば、文字の読めない子どもでも、絵本は絵が中心となっているので、絵からいろいろなことを受け取ることができる。また、手に取って感じることもできる。

そのようなことから、「絵本の効果等」及び「民話の効果等」を踏まえて、印西市に残る民話を絵本として継承していくことが最も効果的であると考えられ、また、20年、30年経っても通用する絵本とするため、次の方針で作成していくこととする。

（1）題材を何にするか

印西市教育委員会の方針は、市が発行した民話集に掲載されているものの中から選定し、原文のまま使用することとしており、これを前提に次のとおりとする。

●「光堂の竜」を絵本化する

民話集に収められている民話には、民話の舞台が印西市ではないものや、絵本として子どもたちに提供するにあたり、適切とは言えない表現が含まれているものもあった。そのようなことを踏まえて協議した結果、「光堂の竜」を絵本化することとした。

選定した理由だが、「光堂の竜」の主な舞台となる、国の重要文化財である宝珠院観音堂（通称：光堂）が実在していること、また、この民話を絵本にすることで、自分たちの地元でこのような文化財があることを知り、地域理解につながる。これらのことから、絵本の世界を楽しんだ子どもたちが、光堂や印西の昔を訪ね歩く歴史散策のきっかけとなったり、今と昔の暮らしに思いをはせたり、近所の人々と触れ合ったりと、自らのアイデンティティにも通じる地元帰属意識を育みながら学び成長していく一助となる。

また、この民話は、印西と日光とのつながりが表現されているとともに、幻想動物の竜が印西に現れるという、気持ちが壮大となるような広がりを感じることでできる題材である。このように、絵本から受ける感

動、民話の舞台に行って受ける感動、そして、日光とのつながりがあるという歴史ロマンを感じることなど二次的効果も得られる題材であることから選定した。

《光堂の竜：原話 伊藤正夫氏》

あんな この村にはな 光堂ってゆう それはそれはありがてえ 観音様があんだよ。
おめ 知ってべ。知らね ほんじゃこんだ連れてってやんべよ。
そだなあ 大同二年に建てたってゆうがら 今がら約千七十年ばけめえかな。
利根川の上流がら流れて来た仏像を ちょうど通りがかった旅の坊様が拾って
今んとごんさ 仮のお堂を建てて納めたんだと。
今の本堂は それがら六十年ばげたってがら建てたんだと。
それが今も建ってんだがら ずえぶんもつもんだなあ。今国宝んなってるよ。
その本堂の欄干にな 江戸じでえの有名な彫刻師で左甚五郎ち人がおってな
ほら 知ってべ 日光のねむりねご うん あれ彫った人だよ。
そん人が彫った竜のしっぽがあんだよ。
ところでだ。不思議なことに 毎年秋んなって 田んぼの稲が黄金色に色づくころんなると
この観音様がら 日光のお山へ向かって
稲が ぐねぐね ぐねぐね かき分けられ ぶんづけられ
どこまでも どこまでも続いてんだと。まるで大じゃが通ったあとみてに
「あ また 日光の竜が通って来ただな」
それを見た村ん人は そう口々にゆうだと。
見た人はいねけど 日光の竜が 自分のしっぽに会いに来んだっべ きっと。
だって 今でも日光の町の年寄りの中には
「下総の 小倉っちとごんに竜のある観音様あんべ」って聞くっちもん
「おめも 日光さえったら 陽明門の竜を見てみ しっぽんとごをよ」

(2) 体裁をどのようにするか

印西市教育委員会の方針は、既刊「そうふけっばらのきつね」と同程度の品質を確保することとしており、これを前提に次のとおりとする。

●体裁内容

絵本は一般書とは異なり、表紙という絵本の世界への入り口から、見返しによる幕開け、遊び紙、再度タイトルと次に何が来るか想像しながら本文という舞台につながる。また、絵本という舞台の終了についても、遊び紙、見返しで余韻を楽しみ裏表紙で幕が下りるものである。

つまり、絵本は表紙の入り口から裏表紙の出口までが絵本となる。今回作成する絵本においても、丁寧に絵本の世界を展開していくために同様の体裁を持つ良質のものを作成していくこととする。

また、一冊の絵本に複数話を掲載することや、絵本の題材となった場所を示すような地図などを巻末に掲載し二次的効果も図れるような工夫についての議論もあったが、それらは取り入れないこととした。

サイズについては、既刊「そうふけっばらのきつね」と同サイズ（A4 判変形）のものとする。実際に読み聞かせを實踐している団体からも、読み聞かせを行う際の的確な大きさであり、単行本サイズでは小さすぎるし、前作よりも大きなサイズでは重く持ちにくくなるといった意見があったためである。

さらに、文字の大きさ、文字の配置及びページ数については、選定した民話「光堂の竜」を描いていただ

く画家との協議において決定していくこととなるが、基本的には、画家の力量が発揮しやすい環境を整えるため、画家の意見を可能な限り取り入れていくこととする。

(3) 必要部数の検討

●3,000部作成することとする

前作「そうふけっばらのきつね」の作成部数を確認することはできなかったが、当時の担当者からの聞き取りでは1,000部程度であったとのことであった。市村合併前の平成4年に発行したもので、人口や学校数等も少なかったことなどによるものであろう。

なお、現在では人口や学校数等も飛躍的に増大していることなども、必要部数の検討にあたり大いに参考とすべきである。また、後述するが絵本の活用等も視野に入れて作成部数を検討することとした。

- ・図書館（国会図書館、千葉県内公共図書館、千葉県文書館等含む）への配布
- ・市内幼小中学校・保育園・学童保育・高等学校等への配布
- ・高齢者福祉施設への配布
- ・障がい者福祉施設への配布
- ・医療機関等への配布

上記機関等へ無償配布する分として1,000部を見込み、販売用として2,000部を見込むこととする。

(4) 画風の検討等（画家の選定）

絵本における絵の役割は非常に重要であり、今回選定した民話「光堂の竜」の背景やストーリーを的確に表現することが求められる。また、華美、実写的又は斬新的な画風ではなく、歴史を飛び越え昔の人々の暮らしなどを彷彿とさせながらも、絵本の世界に浸ることができ、読者の創造を邪魔しない画風とすべき。また、短編であり画家がイメージを膨らませて描いていくことから、力量のある画家が求められる。

①どのような画風とすべきか

- ・竜の話なので、弱々しい竜ではなく力強さが表現される迫力ある絵とすべき
- ・強烈な自然の美しさが表現される画風とすべき

②選定した画風を効果的に描く作家の選定

- ・画家の「有賀忍」氏を選定
- ・有賀氏は情熱的で自然を力強く表現することができる画家で、日本でも珍しい板絵という手法を用い、この民話のイメージに合った迫力ある「竜」の絵が描ける。また、民話を表現することから、郷愁を誘う風景描写であったり歴史を飛び越え昔の人々の暮らしを彷彿させたりすることなどが求められる。それらに対しても、有賀氏は独特の世界観、色彩感覚、オリジナリティを発揮してくれることが期待できる。
- ・有賀氏の作風を表わす「いつかどこかで見た懐かしい心の風景を描く（板絵に掘る）」という言葉は印西市に合うもの。

③有賀忍氏略歴

1945年生まれ。学習院大学、日本デザインスクールを卒業。イラストレーターから絵本作家へと進み、並行して版画制作を始める。その後、板を掘り描く手法で「板絵」制作を行う。東京都美術館で開催される展覧会や現代童画展には、1976年の第1回展から出品。テーマは一貫して「懐郷の詩」で、懐かしい心の故郷を描き続ける。

- ・1987年現代童画大賞受賞、1990年第16回現代童画展文部大臣奨励賞受賞

- ・創作絵本…パタパタ絵本、こんなこいるかな、ふしぎなさかな、3じにあおうね 他多数
- ・イラストをポローニャ国際絵本原画展、ラニオン国際児童図書ビエンナーレ、ブルノ国際グラフィックビエンナーレ、TIBI 国際絵本原画展などに出品
- ・現代童画会常任理事、日本児童出版美術家連盟所属
- ・相模女子大学客員教授、江戸川大学こどもコミュニケーション学科客員教授

④原画等の取り扱い

「光堂の竜」を絵本化するために、イメージに合った絵を描いてもらうこととなるが、その原画（板絵含む）については、将来的に再販すること等も踏まえ、市が所有すべきである。また、著作権についても印西市が所有すべき対策を講じることが求められる。

（５）作成期間

印西市教育委員会の方針では、令和 5 年度に民話絵本作成活用方針を定め、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年で作成することとしている。これは、絵本作家によるイメージの構築等を加味したものと考えられるが、作成期間が長くなってしまうと、当初のイメージと変化してしまう可能性もあり、集中的に取り組む場合も想定されることから柔軟な対応を図ることとする。

4. 活用等について

図書館では一定数量を所蔵し、多くの市民等に借りてもらえるよう積極的に PR していくとともに、県立図書館をはじめ千葉県内各自治体の図書館にも贈呈し、周知を図っていくこととする。また、市内幼小中学校、高等学校、保育園、学童施設、高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設等、広く配置を検討する。さらに、図書館においては、団体貸出用として一定数量を確保し、学校等の要請に応えられるよう対応を図ることとする。この他、市内医療施設の待合室にも配置を検討するなど可能な限り多くの市民の目に留まり、手で触れてもらえる環境を整備することとする。

このように、周知啓発活動を積極的に実施することによって、多く市民が絵本を手に取り、民話絵本を通して市民生活に潤いを感じてもらうことにつながるのではないかと考えられる。

さらに、現在も実施している読み聞かせにも、この絵本を取り入れ継続していくこととするが、その他の活用方法等についても、不断に検討することとし、地道ではあるが民話絵本の魅力の裾野を広げていく活動に取り組んでいくこととする。

① 既刊「そうふけっぱらのきつね」の増刷について

活用を進めていくうえで、既刊「そうふけっぱらのきつね」も併せて周知啓発活動を行うことが効果的である。しかしながら、平成 4 年度に発行し、在庫も少なくなっていることから、(3) 必要部数の検討において記載した配布すべき施設に対して、配布することもままならない状態である。また、購入希望に対しても十分な対応が図れない状況である。このようなことから、増刷について検討することとする。

この絵本の原画については、当市が所有していることから、ある程度、スムーズに対応が図れる。しかしながら、著作権の取り扱いについては確認を要するため、原画作成者（故人のため相続人）との協議が必要である。なお、増刷は 2,000 部又は、今回作成する絵本と同数のいずれかとすべき。

②印旛地域及び本埜地域に残された民話の活用

印西市が発行した民話集「光堂の竜」は、故阿部義雄先生が収集した民話集「ふるさと印西地方の民

話・伝説」から、市村合併前の印西市（当時、印西町）に関する民話を集約したものであるが、阿部先生が収集した民話集には、旧印旛村及び旧本埜村に伝わる民話も収められている。

- ・旧印旛村…雨祈りのト童、松虫姫、カワポータル
- ・旧本埜村…三義民の碑、金売吉次の恨み、雨を降らせた竜、へび石の墓

これらの民話について、今後、どのように活用していくか等も検討し、取り組んでいくことが望まれる。

③新たな民話の収集等

当市にはまだまだ採集されていない民話・伝説が存在する可能性がある。今回、民話絵本の作成を機に、市民団体等の協力を得ながら収集活動を行い、埋もれている文化財を掘り起こす活動に着手することなども検討が必要。

また、学校教育現場においても、地域の民話の活用等を中心に据えた活動等について検討してもらい、子どもたちが地域に出向き、地域の伝統文化について学び触れる機会を持ち、地域理解やふるさと意識の醸成につながる取り組みを展開していく必要がある。

●印西市民話絵本作成活用検討会

・委員名簿

番号	氏名	備考
1	中村 隆子	1号委員 前作の絵本作成協力者
2	柴田 加寿子（会長）	2号委員 木刈親子読書会
3	岡本 芳美	2号委員 小林親子読書会かたつむり
4	篠原 年枝	2号委員 素話ささのは会
5	山口 裕子（副会長）	3号委員 滝野中学校教頭

・会議スケジュール

- 第1回…令和5年6月21日 絵本の役割、民話の効果等、総論的な内容を協議
- 第2回…令和5年7月 7日 題材の検討、体裁の検討、画風の検討等
- 第3回…令和5年7月19日 画風の検討、活用及び効果の検討等
- 第4回…令和5年8月 1日 活用及び効果の検討、必要部数の検討等
- 第5回…令和5年8月22日 協議結果の総括

絵本作成及び活用実施要領

【目的等】

印西市に残された民話を後世に伝えることは、地域理解や地域への愛着、誇り、感動、安らぎなどをもたらす、さらに豊かな人間性を涵養したり創造性を育んだりして、市民生活の質の向上につながっていくものとする。そこで、心豊かなまちづくりの一助とするため、印西市に残る民話の絵本を作成し活用を図っていくこととする。

【基本的方針】

印西市教育委員会における、絵本の作成及び活用に関する基本的な取組方針は、次のとおりとする。

- (1) 絵本の題材は、市が発行した民話集「光堂の竜」に掲載されているものの中から選定し、原文のまま使用することとする。
- (2) 体裁等については、前作「そうふけっぱらのきつね」と同程度の品質を確保することとする。
- (3) 活用については、前作も含めて検討することとする。
- (4) 原画の制作については、絵本作家によるイメージの構築及び感性による部分が大きいいため、複数年度事業として取り組むこととする（2カ年度事業を想定）。
- (5) 原画の著作権は印西市が所有することとする。なお、そのための手続きを経るものとする。
- (6) 新たな民話の採集及び活用に関して検討を行うものとする。

【検討体制】

当市には絵本を作成するためのノウハウが乏しいことから、絵本の作成又は活用等に関して知識を有する者で構成する検討委員会を設置し、さまざまな観点から協議を行い、その方向性を示すこととする。

●印西市民話絵本作成活用検討会設置要綱

別紙のとおり

●検討会での協議事項（案）

検討会において、次の事項についての協議を予定している。

- ①絵本の持つ本来の役割や効果等の検討
- ②印西市に伝わる民話を活用することの効果等の検討
- ③絵本をどのように活用していけば効果的であるのかを具体的に検討
- ④題材の選定については、教育委員会の基本方針に基づき検討
- ⑤題材の選定に伴い、画風及び絵本作家の検討
- ⑥前作と同程度の品質を確保するため、どのような仕様とすべきかを検討
- ⑦作成部数について、活用方法を検討し必要部数を再検討
- ⑧前作も含めて活用することについて、それらの効果及び方法等について検討する。
- ⑨その他、絵本の作成及び活用について必要な事項を検討する。
- ⑩検討委員会での協議結果を報告書として取りまとめる

※提出された報告書をベースに、教育委員会として絵本作成及び活用方針を策定し取り組んで行く。

【実施期間】

令和5年6月～令和8年3月までの3か年事業として実施する予定。

当該事業のスケジュールは次のとおりとする。

年月	実施内容
R5. 4月	・ 印西市民話絵本作成活用検討会設置要綱の制定
R5. 5月～9月	・ 印西市民話絵本作成活用検討会委員の選任及び委嘱 ・ 検討会議の開催（6回程度） ・ 検討会議の協議結果を報告書として取りまとめ絵本作成及び活用方針（案）を策定 ・ 絵本作成及び活用方針（案）を定例教育委員会に上程 ・ 方針に基づき令和6年度予算計上のための見積依頼及び設計書の作成 等
R5. 10月	・ 令和6年度当初予算に計上
R6. 3月	・ 令和6年第1回定例会 当初予算審議
R6. 5月	・ 入札及び契約行為
R6. 7月～ R8. 3月	・ 業務委託契約の締結 ・ 委託業務の実施

【作成部数等】

印刷部数は2,000部とする。なお、作成及び活用方針に応じ増刷も検討することとする。なお、活用方法の検討にあたり、前作「そうふけっばらのきつね」と併用することが効果的であると判断した場合、当該絵本の在庫が少ないため増刷についても検討する。

※前作は1,200円で頒布しており、基本的には同額程度での頒布を基本とするが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び図書館に対しては、必要部数を配布する予定。このほか福祉施設においても、意向等を把握しながら対処していくこととする。

【経費】

令和5年度…90,000円（検討委員への謝礼）

令和6年度…作成及び活用方針に基づき業者に見積依頼（令和6年度当初予算に計上予定）

【その他の効果】

教育的又はまちづくりに関して期待される効果は、目的等に記載したとおりであるが、その他にも様々な部署（福祉、商工観光、シティプロモーション、広報等）での活用も検討し実践していくことによって、波及効果なども期待することができる。

印西市民話絵本作成活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 印西市の歴史及び文化を後世に継承する一環として、印西市にまつわる民話の絵本化及びその活用について検討を行うため、印西市民話絵本作成活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民話絵本作成及び活用に関すること。
- (2) その他民話絵本作成及び活用のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員5人以内で組織する。

(検討会の委員)

第4条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 絵本の作成について知識を有する者
 - (2) 絵本の活用について実践又は知識を有する者
 - (3) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする、ただし任期中に委員が欠けた場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は必要に応じて、委員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

(検討会の庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育部大森図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討会の召集の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初の検討会の召集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。